

「学校法人のガバナンス改革に関するQ&A」の解説

2023年3月8日（水）13:30～15:30（13時より参加許可開始）

★ZOOMを利用したオンライン参加形式

- ※ 学校でも自宅でも受講可能です（先着95名）。
- ※ URL転送により複数のデバイスで参加することはできません（判明した場合は強制退出又は追加参加料を頂きます）。
- ※ 本セミナーは録画し、動画を提供する予定です（会員限定・無料）。ご参加できなかった方は録画視聴をお申込みください。
- ※ 一般の方には、DVDを販売（5,500円消費税込）する予定です。申込フォームよりお申し込みください。

日時
開催方法

参加料

会員：1名無料、追加2,200円 / 非会員：5,500円

セミナー概要と講師略歴

■ 13:30～15:30

学校法人のガバナンス改革に関するQ&Aの解説

いたたに なおき
板谷 直樹氏 [弁護士法人俵法律事務所 弁護士]

令和4年5月20日に私立学校法改正法案骨子が策定され、学校法人のガバナンス改革に関するQ&A（令和5年1月版）が公表されました。

改正法案骨子は、「執行と監視・監督の役割と明確化・分離」の考え方、「建設的な協働と相互けん制」を確立する観点から、特に評議員会の役割が大きなものになる方向となっております。

今回、Q&Aの公表で、より具体的な内容が明らかになりました。

大臣所轄学校法人等においては年4回以上の理事会開催が必要である、理事と評議員の兼職が禁止される、監事の選解任は評議員会が行うなど、学校法人の運営に直接影響する内容が多数含まれております。

本セミナーでは、Q&Aの中からいくつか重要なものを選び、私立学校法改正に備えて早いうちに検討しておくべき内容について解説いたします。

昭和63年生まれ。

平成24年同志社大学法学部法律学科卒業。平成27年神戸大学法科大学院修了。平成28年司法試験合格。

現在、弁護士法人俵法律事務所に所属し、私立学校や官公庁からの法律相談や講演を数多く手がけ、会誌『私学経営』に「法律相談Q&A」を連載している。

その他、兵庫県教育委員会/指導力向上を要する教員判定委員会委員（H30～R2）、大阪府教員の資質向上審議会委員（R1.5～）、を務める。